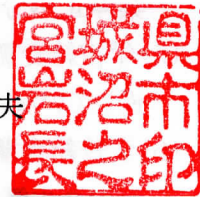


公募型プロポーザル方式に係る手続き開始公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和元年8月28日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和元年度～令和4年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務
(2) 業務目的 岩沼市立中学校の給食調理について、円滑かつ安定的に運営することで市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 履行場所

学校名	所在地
岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目8番1号
玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目4番地の1
岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目3番1号
岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹11番地

(4) 業務内容

- ① 調理
- ② 配食及び運搬等
- ③ 食器具類等の洗浄、消毒及び保管等
- ④ 施設、設備の保守管理、清掃及び日常点検
- ⑤ 残菜及び厨芥の処理
- ⑥ 料理の確認
- ⑦ 食材の検収及び保管等
- ⑧ 検食の準備
- ⑨ 保存食の対応
- ⑩ イベント食・自校炊飯の対応

上記業務詳細は、「令和元年度～令和4年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務仕様書」による。

(5) 委託期間

令和2年1月1日～令和4年12月31日までの36月

委託業務契約締結日から令和元年12月31日までは業務準備期間とする。

2 参加申込に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者(以下「参加者」という。)は、以下の要件を満たすものとする。

- (1)令和元・2年度岩沼市競争入札参加資格者名簿(物品購入・役務等(施設管理、サービス業))に登録があること。
- (2)法人格を有し、円滑に学校給食を提供できる経営規模を有し、その経営状態が安定的かつ良好であること。
- (3)小学校若しくは中学校を対象とした学校給食の受託実績を過去3年以内に有していること。
- (4)過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (5)学校給食調理等業務において、他の自治体から業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
- (6)学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、衛生管理基準等の衛生管理について十分に対応できること。
- (7)アレルギー対応給食の提供について、万全の体制をとり、事故なく確実に行うことができること。
- (8)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (9)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (10)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (11)次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者
 - ②暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者
 - ③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (12)国税及び地方税を滞納していないこと。

3 選定日程

内 容	日 程
公募開始 (市ホームページに実施要領を掲載)	令和元年 8 月 28 日(水)
参加者募集期間	令和元年 8 月 28 日(水) ～令和元年 9 月 20 日(金)
調理場見学会 ※9 月 5 日まで事前申込	令和元年 9 月 6 日(金) 午後 3 時から午後 5 時の間で、岩沼市 教育委員会が指定する時間
質問受付期限	令和元年 9 月 10 日(火) 午前 11 時
質問回答期限	令和元年 9 月 13 日(金) 午後 5 時
参加申込書提出期限	令和元年 9 月 20 日(金) 午前 11 時
提案書提出期限	令和元年 9 月 20 日(金) 午前 11 時
事業者選定審査会	令和元年 10 月 2 日(水)
選定結果通知	令和元年 10 月 3 日(木)

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

4 事業候補者の選定について

(1) 審査方法

本市が設置する「令和元年度～令和 4 年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)」において、提案書審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、受託候補者を選定する。

(2) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知する。

5 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「令和元年度～令和 4 年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務公募型プロポーザル実施要領」による。

6 担当窓口

岩沼市教育委員会 教育総務課 総務係
〒989-2480 岩沼市桜一丁目 6 番 20 号
電話 0223-22-1111(内線 552)
FAX 0223-24-0897
メール kyouiku-soumu@city.iwanuma.miyagi.jp